

電気の契約切り替えトラブル

事例

訪問してきた事業者に「契約中の大手電力会社より電気代が安くなる」と言われた。資料だけを請求したつもりだったが、後日契約書が送られてきて、契約先が訪問してきた事業者へすでに切り替わっていた。



●2016年に電気の小売り自由化が始まり、電気小売事業者を自由に選べるようになりました。様々な事業者が参入することで、多様な料金プランが登場し、消費者の選択肢が増えました。

→しかしその一方、訪問販売や電話で勧誘され、自分では契約したつもりはないのに、契約書が送られてきて、電力会社がいつの間にか切り替わっていたと分かった…などのトラブルが発生しています。



消費生活センターからのアドバイス



- ★電力切り替えの契約を勧誘された場合、口頭での意思表示でも契約は成立します。契約するつもりが無い場合は、あいまいな表現はせず、きっぱり断りましょう。
- ★『検針票を見せて欲しい』と訪問する事業者にもご注意を。検針票には、契約切り替えに必要な情報が記載されており、中には検針票の情報を手に入れた事業者が勝手に切り替えを行っていたという悪質な事例があります。簡単に情報を伝えないようにしましょう。

契約したつもりが無い場合は、クーリング・オフを

●訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、クーリング・オフの対象となります。法定の契約書面を受け取った日から8日以内は原則としてクーリング・オフができますので、思いがけず契約が行われていた場合も慌てずに、事業者へ申し出をしましょう。



太宰府市消費生活センター

【開催日時】

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要

【場 所】市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

【開催日時】

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時(一人30分程度) ※要予約

【場 所】市役所2階 201会議室

【問い合わせ・相談予約申し込み】

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)